大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に係る届出事項を変更した旨の届出があった。

当該届出に係る事項については、一般の縦覧に供するので、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに大阪府知事に意見書を提出することができる。

令和８年11月２日

大阪府知事　吉村　洋文

１　届出の概要

(1)　変更した事項

ア　大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

イ　大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

ウ　大規模小売店舗立地において小売業者を行う者の氏名、名称及び住所並びに代表者の氏名ほか

(2)　大規模小売店舗の所在地及び名称

高槻市白梅町1300番地ほか

高槻阪急スクエア

(3)　大規模小売店舗を設置する者の住所及び名称並びに代表者の氏名

大阪市北区角田町８番７号

株式会社阪急阪神百貨店

代表取締役　山口　俊比古　ほか２者

(4)　変更年月日

(1)アに掲げる事項　令和７年５月１日

(1)イに掲げる事項　令和６年１月１日

(1)ウに掲げる事項　令和８年９月30日ほか

２　届出年月日

令和８年９月30日

３　縦覧の期間及び方法

(1)　期間

令和８年11月２日から令和９年３月２日まで

(2)　方法

ア　インターネットの利用による縦覧

大阪府の大規模小売店舗立地法に係るホームページ

(https://www.pref.osaka.lg.jp/o110060/shogyoshien/daikibokouritenpo/index.html#todokedejoukyou)

イ　書面による縦覧

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号　大阪府咲洲庁舎25階

大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課

4　意見書の提出先

〒559-8555　大阪市住之江区南港北一丁目14番16号　大阪府咲洲庁舎25階

（TEL（06）6210-9497）

大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課